

令和7年度 老人福祉施設指導監査結果

■ 令和7年度は老人福祉施設に対する指導監査を21件実施しました。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する改善状況の詳細」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

施設種別	施設名	事業者名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
1	特別養護 老人ホーム	かがやきの苑	実地監査	少なくとも、指導監査において確認した令和7年10月において、介護支援専門員が配置されていなかった。 介護支援専門員については、その業務に専ら従事する常勤の者を1以上配置すること。 【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第1項第6号】	令和8年3月9日付で、常勤の介護支援専門員を採用しています。
				重要事項説明書において、次の事項を是正すること。 ・機能訓練指導員の配置状況の記載を欠いていること。 ・記載している標準的な利用料の額に、算定していない加算の金額を含んでおり、実態と整合性を欠いていること。 ・毎日のおやつに手作りのお菓子を提供すると記載しているが、実態と整合性を欠いていること。 ・金銭管理サービスの実施に当たり、「預かり金等、管理取扱い規定」を定めると記載しているが、実際には整備していないこと。 ・協力医療機関の名称及び所在地に誤りがあること。 また、契約書において、重要事項説明書とは別に、料金体系を定めると記載しているが、実態と異なるため、是正すること。 なお、改善報告に当たっては、是正後の重要事項説明書及び契約書を提出すること。ただし、改善報告の期限までに是正が困難な場合は、修正案を提出すること。 【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第4条準用、奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する要項第2-7】	指摘部分については、改正を行い、ホームページにも掲載しております。
				少なくとも1名の入所者について、介護支援専門員の不在の期間中に利用契約を締結し、施設サービス計画を作成せずに、サービスを提供していた。 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、入所者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入所者の日常生活を支援するものとして行わなければならないことから、今後は留意すること。 【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第42条第1項、第12条準用】	9月に採用した介護支援専門員（前職在籍中）を10月1日から正職員として雇用予定であったため、10月からの新規の利用者を入所させたが、その後は、介護支援専門員の不在の時期は、入所者の受け入れは行っていない。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する改善状況の詳細」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

施設種別	施設名	事業者名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
				入所者に対する栄養管理について、管理栄養士の配置又は協力がなく、計画的に実施されていなかった。 また、施設に要介護者用の体重計がないため、入所者の定期的な体重測定が実施できず、適切な栄養状態の確認が行えていなかった。 については、早急に管理栄養士を配置するか、併設施設や外部の管理栄養士の協力を得られるよう是正するとともに、定期的な体重測定により入所者の栄養状態を適切に把握すること。 なお、改善報告に当たっては、指導監査以降の管理栄養士の配置状況又は併設施設や外部管理栄養士の協力の状況が分かる資料を提出すること。 【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について第4-17準用、リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について第2章第3- I】	指導監査後に給食委託会社の管理栄養士に協力を依頼しており、現在、協議中である。給食委託会社の管理栄養士は月に数回、現場指導等のため施設に来るので、その際に協力を依頼する方向で協議中である。
				過去の指導監査において指導した事項について、未改善の事項が多いほか、奈良市法務ガバナンス課への改善報告において報告した内容が履行されていないにもかかわらず、この状況を管理者が適切に把握していなかった。 管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に関係法令を遵守させるために必要な指揮命令を行うこと。 【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第22条準用】	指導監査で改善の指摘を受けた項目は、理事会での承認が必要なものが多く、改善の準備が間に合わないケースが多い。担当者が1人しかいないのも大きな原因であるが、今後、指摘のあった改善事項についての進捗状況について、四半期ごと、担当者から管理者（理事長・施設長）報告を行い適切な助言・指導を受ける体制を整えます。
				運営規程において、ユニットの数及びユニットごとの入居定員の記載を欠いているため、追記すること。 なお、改善報告に当たっては、是正後の運営規程を提出すること。ただし、改善報告の期限までには是正が困難な場合は、修正案を提出すること。 【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第46条】	既に、修正（案）は策定済みですが、運営規定の改正は、理事会の承認が必要なため、承認後から適用します。
				月ごとの勤務表において、介護職員の職種を明確にすること。 また、勤務表を作成する上で、従業者が他の職種と兼務の場合は、職種ごとに明確に時間を分けて記載すること。 なお、改善報告に当たっては、改善報告を提出しようとする月の直近1か月分の勤務表を提出すること。 【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第47条第1項、奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する要項第2の6(1)】	作成中です。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する改善状況の詳細」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

施設種別		施設名	事業者名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
					常時深夜業に従事する職員については、労働安全衛生法第66条及び労働安全衛生規則第45条の規定により、6月以内ごとに1回、定期健康診断を実施しなければならないが、対象の労働者に対して年1回しか実施されていない状態が続いていた。 ついては、対象の労働者に対して、6月以内ごとに1回、定期健康診断を実施すること。 なお、改善報告に当たっては、対象の労働者のうち、令和7年度に1回しか定期健康診断を受診していない者の2回目の健康診断の実施実績又は医療機関への予約状況が分かる資料を提出すること【労働安全衛生法第66条及び第66条の3、労働安全衛生規則第45条】 年次有給休暇が10日以上付与される職員については、労働基準法第39条第7項及び第8項の規定により、当該付与日から1年以内に、年5日以上を取得させなければならないが、取得日数が年5日に満たない従業者がいた。 速やかに、対象の労働者に年5以上の年次有給休暇させるとともに、有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額その他不利益な取扱いをしないように留意すること。 なお、改善報告に当たっては、年次有給休暇が10日以上付与されている職員が、令和7年度に有給休暇を5日以上取得したことが分かる資料を提出すること。 【労働基準法第39条第7項、第8項、第136条】	3月13日(金)から健康診断を実施していますが、6か月後に夜勤職員についての健康診断を実施し、状況について報告します。 人員の不足から年次有給休暇が取りづらい状況にあるが、昨年12月、本年2月から夜勤ができる職員が2名増えたことから指導監査の指摘を受けて有給休暇の取得を職員に促している状況である。本年3月末までに、5日以上の年次有給休暇が取得できていない職員については、引き続き取得について働きかけたい。
2	特別養護老人ホーム	学園前西特別養護老人ホーム	社会福祉法人奈良苑	実地監査	無	
3	特別養護老人ホーム	香梅苑	社会福祉法人広瀬福祉会	実地監査	指導監査で提出された香梅苑拠点の計算書類と異なるデータがWAMNETに提出されている。これは香梅苑拠点の1サービス区分である居宅介護支援事業香梅苑を、誤って公益事業の1拠点として登録したためである。令和7年度の決算において、正しい計算書類をWAMNETに登録すること。 【社会福祉法第59条】 賞与引当金が計上されていない。支払対象期間12月から5月のうち、当年度の負担となる金額につき、賞与負担額及びそれに対応する社会保険料(法人負担分)を合理的に見積もり、令和7年度の決算において計上すること。 【社会福祉法人会計基準第5条、社会福祉法人広瀬福祉会経理規程第55条】	2026年度社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムで登録します。 令和7年度の決算時に計上します。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する改善状況の詳細」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	事業者名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
4	特別養護老人ホーム	こがねの里	社会福祉法人秋篠茜会	実地監査	無	
5	特別養護老人ホーム	サンライフ明日香	社会福祉法人サンライフ	実地監査	無	
6	特別養護老人ホーム	サンライフ西大寺	社会福祉法人サンライフ	実地監査	無	
7	特別養護老人ホーム	トマトホーム	社会福祉法人博遊会	実地監査	社会福祉法人博遊会経理規程第6条第4項第1号で、③特別養護老人ホームトマトホーム拠点区分に含まれるサービス区分として、特別養護老人ホームトマトホーム長期と、同じくトマトホーム短期となっているが、WAMNETに提出した計算書類において、そのサービス区分であるトマトホーム長期とトマトホーム短期が拠点として公表されている。なお、デイサービスは経理規程の拠点にない。社会福祉法第59条に基づき提出される計算書類は、WAMNETを通して提出されるが、誤った計算書類が提出されているため、令和7年度においては、正しい計算書類を提出すること。 【社会福祉法人会計基準第10条】 WAMNETで公表された021拠点区分資金収支計算書は、特別養護老人ホームトマトホーム拠点と考えられるが、当該資金収支計算書の予算(A)に予算の金額が登録されていない。社会福祉法第59条に基づき提出される資金収支計算書はWAMNETを通して提出されるが、誤った資金収支計算書が提出されているため、令和7年度においては、正しい資金収支計算書を提出すること。 【社会福祉法人会計基準第16条第5項】	令和7年度分の提出時には、正しい計算書類を提出いたします。 令和7年度分の提出時には、正しい計算書類を提出いたします。
8	特別養護老人ホーム	長曽根寮	社会福祉法人大倭安宿苑	実地監査	無	
9	特別養護老人ホーム	なら清寿苑	社会福祉法人大和清寿会	実地監査	無	
10	特別養護老人ホーム	西ノ京苑	社会福祉法人南都栄寿会	実地監査	無	

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する改善状況の詳細」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	事業者名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
11	特別養護老人ホーム	平城園	社会福祉法人福寿会	実地監査	無	
12	特別養護老人ホーム	和楽園	社会福祉法人奈良市和楽園	実地監査	少なくとも1名の利用者に対して、施設サービス計画の目標期間が満了しているにもかかわらず、計画の見直しを行っていなかった。については、速やかに計画の見直しを行うとともに、他の利用者についても同様の不備がないか点検を行うこと。 なお、改善報告においては、当該利用者の見直し後の施設サービス計画を提出すること。 【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第12条】	当該利用者の見直し後の施設サービス計画書を提出します。
13	養護老人ホーム	和楽園	社会福祉法人奈良市和楽園	実地監査	看護職員を常勤換算方法で2名以上配置しなければならないにもかかわらず、少なくとも令和7年7月から指導監査実施日に至るまでの間、必要な員数の配置を欠いていた。 については、速やかに配置基準に定められた員数を配置すること。 なお、改善報告に当たっては、改善報告を提出しようとする月の前月の勤務実績が確認できる書類を提出すること。また、新たに看護職員を採用した場合は、当該職員の看護師又は准看護師免許証の写しを併せて提出すること。 【養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第12条第5号】	令和8年3月1日付で、正看護師1名を採用。 令和8年3月19日現在、措置者100名以下のため、基準人員は満たしている。
					静養室の位置が変更されているにもかかわらず、奈良市介護福祉課に届出が行われていなかった。 については、平面図に明示した上で、速やかに奈良市介護福祉課に変更の届出を行うこと。 【社会福祉法第63条第1項】	養護老人ホームの静養室の位置を変更したため、奈良市介護福祉課へ変更届と平面図を提出した。
14	軽費老人ホーム	大倭滝の峯荘	社会福祉法人大倭滝の峯荘	実地監査	無	
15	軽費老人ホーム	学園前西ケアハウス	社会福祉法人奈良苑	実地監査	建設時の平面図において、会議室とされている区画が、実際には談話室及び相談室との兼用であった。 については、速やかに奈良市介護福祉課へ変更の届出を行うこと。 【社会福祉法第63条第1項】	令和7年10月27日付、奈良市へ変更届出書を提出済。
16	軽費老人ホーム	ケアハウスなら清寿苑	社会福祉法人大和清寿会	実地監査	無	

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する改善状況の詳細」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	事業者名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
17	軽費老人ホーム	ケアハウスニューライフならやま	社会福祉法人福寿会	実地監査	1階の「クラブ室」及び2階の「娯楽コーナー」について、奈良市への届出内容と異なる用途で使用しているため、奈良市介護福祉課に対し、変更届の提出等の適切な措置を講じること。 【社会福祉法第63条第1項】	1階の「クラブ室」及び2階の「娯楽コーナー」について、奈良市への届出内容と異なる用途で使用しているため、奈良市介護福祉課に対し、変更届の提出等の適切な措置を講じること。 【社会福祉法第63条第1項】 ⇒上記指導内容に対して以下の通り改善を行いました。 ①1階「クラブ室」:物置・倉庫となってしまうため整理を行い、クラブ活動に必要な物のみを残し、届出内容と相違がないように、「クラブ室」へ戻しました。 ②2階「娯楽コーナー」:コロナ禍以降食堂として利用してしまっていたため、家具什器を揃え直し、届出の食堂の範囲内に食事席を再配置し、届出内容と相違が無いように、「娯楽コーナー」へ戻しました。
18	軽費老人ホーム	ケアハウスらくじ苑	社会福祉法人楽慈会	実地監査	無	
19	軽費老人ホーム	ケアハウス和楽園	社会福祉法人奈良市和楽園	実地監査	面談室の位置が変更されているにもかかわらず、奈良市介護福祉課に届出が行われていなかった。 ついては、平面図に明示した上で、速やかに奈良市介護福祉課に変更の届出を行うこと。 【社会福祉法第63条第1項】	ケアハウス1階倉庫、リネン室を面会室に変更したため、奈良市介護福祉課へ変更届と平面図を提出した。
20	軽費老人ホーム	佐保苑	社会福祉法人佐保会	実地監査	無	
21	軽費老人ホーム	八重垣園	社会福祉法人大倭安宿苑	実地監査	無	